

区広報板（地域コーナー）の利用について〔船橋地区〕

【利用できる団体】

世田谷区内でコミュニティ活動を行うことを主な目的としている団体で、

- ① 営利団体
 - ② 政治活動又は宗教活動を目的としている団体
 - ③ 管理上支障のある団体
- を除きます。

【掲示物及び内容について】

1. 掲示物の大きさは A4 サイズ縦型相当以内です。
2. 利用団体の活動趣旨に反しないもので、営利、特定の政治活動又は宗教活動を目的としないもの とします。
3. 活動場所は原則として区内であり、公序良俗、法令、区の条例、規則等に反しないもの とします。
4. 講座や行事等への参加費が必要な場合、金額が明記されているとともに額が妥当であるもの とします。必要に応じ内訳など額の明示を行ってください。
5. 主催者の電話番号等、問い合わせの際の連絡先を明記してください。

【掲示申し込み日・期間及び掲示場所】

1. 掲示開始予定日の10日前からまちづくりセンターの窓口で受け付けます。
2. 掲示期間は10日間です。
3. 掲示場所は裏面をご覧ください。

【広報板の利用について】

1. 掲示部分は、広報板 右側 のスペース（地域コーナー）です。

町会・自治会スペースが設けられている掲示板は、その箇所には掲示できません。

広報板左側には掲示できません。

掲示した場合は、撤去させていただきます。

2. 掲示及び取り外しは申込者が行ってください。

掲示期間を厳守し、掲示期間終了日までに必ず剥がしてください。

3. 掲示の際はホチキス等を使用し、画鋸を使用しないでください。

掲示物を剥がす際、ホチキスの針を取り除いてください。

掲示板の安全確保及び景観の維持にご協力をお願い致します。

4. 広報板によっては、既存掲示物がいっぱいでは掲示できない場合があります。他団体の掲示物は掲示期間が過ぎているものでも剥がさないでください。

※ 掲示ルールをお守りいただけない場合は、掲示物を処分させていただくとともに、次回以降の掲示利用をお断りする場合があります。



【お問い合わせ先】

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

●船橋まちづくりセンター Tel 3482-0341